

「うつのみやSDGs推進本部」の設置について

1 目的

国の「SDGs未来都市」として選定された本市において、経済、社会及び環境の統合的な向上を図り、SDGs（持続可能な開発目標）への貢献に向けた取組を全庁を挙げて推進するため、「うつのみやSDGs推進本部」を設置する。

2 SDGsについて

- ・ 平成27年9月の国連サミットで採択された2030年を年限とする「持続可能な開発目標」であり、国際社会共通の目標
- ・ 貧困や健康、産業、環境等の広範な課題に対する17の目標及び169のターゲットから構成



3 SDGs未来都市に係る経過について

(1) 国による未来都市の選定

国（内閣府）は、地方公共団体によるSDGsの達成に向けた優れた取組を提案する都市を「SDGs未来都市」として選定

(2) 本市の経過

- 平成31年3月6日 「SDGs未来都市」へ申請提案
- 令和元年5月8日 国の検討会におけるヒアリング
- 3月～6月 国の検討会における選定作業
- 7月1日 「SDGs未来都市」に選定／内閣総理大臣による選定証授与

4 推進体制 別紙 参照

(1) うつのみやSDGs推進本部

組織：市長を本部長，両副市長を副本部長とし，全部局長を部員とした庁内の推進体制

所掌：庁内におけるSDGsの推進に関すること

SDGs未来都市計画の策定と進行管理に関すること

SDGs未来都市の周知に関すること

《SDGs未来都市計画について》

○ 策定

SDGs未来都市に選定された自治体は，提案に掲げた取組を推進するため，SDGs未来都市応募時に提案した内容を原案として，SDGs未来都市計画を策定しなければならない。

○ 計画期間

2019年度から2021年度までの3カ年

○ 国の支援

国は，SDGs未来都市に対し，各省庁の支援施策活用等の助言や，国内外への成果の発信など，総合的な支援を実施

(2) うつのみやSDGs推進委員会

組織：総合政策部次長を委員長，環境部次長・経済部次長を副委員長とし，各部の総務担当主幹等を委員とする。

所掌：SDGs推進に係る取組の方向性に関すること

庁内におけるSDGs推進に係る具体的な方策の検討に関すること

《参考》その他庁外の推進体制

SDGsの庁外における推進体制は，環境団体や自治会活動の推進組織，経済関係団体など，多様なステークホルダーにより構成され，これまでも市と連携し「もったいない運動」を推進してきた「もったいない運動市民会議」を中心としながら，各種関係団体等とも連携を深め，SDGsの周知啓発・意識醸成を図る。

5 スケジュール

8月21日 うつのみやSDGs推進本部会議の開催

8月末 「SDGs未来都市計画」の策定・公表

